災害時に透析を受けるための対策と 岩手県災害時透析マニュアルについて

岩手腎不全研究会 岩手県透析医会

刊行によせて

このたび2011年3月に発生した東日本大震災を経て、 岩手腎不全研究会、岩手県保健福祉部健康国保課、透析 関連企業が中心となり「岩手県災害時透析マニュアル」を 作成しました。本内容は災害時に医療者・行政・企業が 共同で岩手県の血液透析と腹膜透析の維持を行うための 連携と役割分担を明確にしたものです。

このような官・民・医療が一体となったネットワーク体制を明確したマニュアルは全国でも岩手県のみです。

災害発生時の岩手県の透析維持を目的としたネットワークについてご理解いただくことで、患者さん自身やご家族の 災害対策に役立てていただければ幸いです。

> 平成28年1月 岩手腎不全研究会 会長 小原 航

作成にあたって

東日本大震災では、「このまま透析が続けられるのか?」 といった不安を感じられた透析患者さんは少なからず いらっしゃったと思います。実は現場の医療スタッフも同様 の不安を抱えながら献身的に透析を行っていました。 行政や透析関連企業も同様でした。

県全域で多くの不備が露呈し混乱・風評を招いたのは事実ですが、その中からいくつかの教訓も得られました。

本誌では東日本震災において透析患者さんを取り巻く環境で実際に起きていたことを紹介し、今後発生しうる災害発生時に透析患者さんがどのような状況におかれる可能性があるかをお示しします。

また、震災の教訓をもとに作成された「岩手県災害時透析マニュアル」の内容を紹介します。

これらによって災害時に患者さんが透析を受けるためには何が必要かを考えるきっかけになれば幸いです。

平成28年1月 岩手腎不全研究会 大森 聡

第1:	章 東日本大震災で生じた状況と考察	
لح	このような方法で転院したり定期的な通院を維持しましたか? •••	2
绗	病院からすぐ安否確認はきましたか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
E	自助・共助・公助について	6
	透析患者さんの自助・共助とは? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2	章 岩手県災害時透析マニュアル	
Ę	B.者さんへの公助「岩手県災害時透析マニュアル」 ・・・・・・・ 1	10
Ś	後害発生時の岩手県の維持透析対応・・・・・・・・・・・· ´	11
Ì	具内透析施設との連絡システム・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	12
7	マットワークの閲覧について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	13
ï	透析施設としての対応の考え方・・・・・・・・・・ 1	14
<u> </u>	災害発生時における透析施設の対応の実際・・・・・・・・・・ 1	15 _
第3	章 透析患者さんの災害への備えについて	
Ś	災害時透析維持における共助と公助の関係・・・・・・・・・・ 1	18
	透析患者さんの災害対策の要点・・・・・・・・・・・・・・ 1	19 -
資料	:行政•医療施設連絡先一覧	
ŕ	页政連絡先一覧····································	22
ħ	号手県透析施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・ 2	29

第1章 東日本大震災で生じた状況と考察

どのような方法で転院したり、 定期的な通院を維持しましたか?

岩手腎不全研究会が県庁や企業と連携して県全体の透析対応を開始 したのは震災発生3日目からです。

48時間までの混乱期では透析患者さんの転院に救急車やドクターへリが使用された 例は極めて少なく、そのほとんどは患者さんご自身の自助努力や現場医療スタッフの 献身的対応により患者さんの転院が実現していました。

この時期に転院された患者さんはほとんど入院していましたが、その後透析患者さん 以外の重傷患者さんの入院が増加し、体調の悪くない透析患者さんの入院は困難と なった病院が増えました。

3日目以降からは行政が介入し、転院後の宿泊先とそこからの定期通院の交通手段 を確保したうえでの転院が少しずつ行われるようになりました。

しかしその後発生した"ガソリン不足"は全県的な透析患者さんの 自家用車による通院困難の危機をはらむものでした。

ガソリン不足が続くと約600人 の患者さんが通院困難となる ことが判明しました。

県災害対策本部に救急対応要請 や透析患者さんに対する優先給・ 大型バス手配等を依頼しましたが、 対象となる透析患者さんの数が 多いために早急な実現は困難な 状況でした。

このため現場医師や医師会、 県庁から各市町村に対応を お願いした結果、福祉タクシー券 配布※、バス手配、消防団の送迎、 通院可能な宿泊施設確保など

地域ごとの取り組み 透析患者600人 通院困難 避難所確保 久慈□ 避難所確保 消防団による 送迎バス 向磐

マスコミにもご協力いただきました

各地で様々な対応がとられ、患者さんの通院困難が回避されました。

※あまり知られていないと思いますが、ガソリン不足の時に実は液化石油ガスはあまり不足していませんでした。 このためガスで走るタクシーは比較的対応が容易であったことが幸いしたものと思われます。

「透析患者さん」だからと言って 必ずしも救急車で搬送 してもらえるとは限りません

現在岩手県では約3,000人の患者さんが慢性透析を受けております。

当然の事ながら災害でいつもの透析施設が稼働不能となった場合は速やかに他の透析施設へ転院する必要が生じます。

しかし、大きな災害時はDMAT*などの救急医療チームは目の前にいるたくさんの重症患者さんの治療や搬送に対応せざるを得ません。そのような状況の中では、"とりあえず具合いの悪くない"透析患者さん全員を救急医療チームで対応するのは現実的に困難である事は、今回の東日本大震災でも明らかでした。

また、透析患者さんの数から見ても物理的に不可能です。

つまり"とりあえず具合いの悪くない"透析患者さんにおいては、 必ずしも全ての方が優先的に救急搬送の対象となるわけでは ないという事が今回の震災で明らかになりました。

運よく救急搬送がかなった場合も"具合いが悪くない"と入院できないことが 予想されます。こうなると搬送してもらったはいいが「どこに泊ればよいか」、 「そこからどうやって今後定期的に通院したらよいか」という状況が起こることが予想 されます。救急医療チームはそこまで面倒を見てはくれません。

よって、災害時においても透析患者さんの圧倒的多数を占める "とりあえず具合いの悪くない"透析患者さんの対応については 転院後の通院環境も対応できる災害時救急医療体制とは別系統のネットワークを使用する方が有効かつ確実です。

・・これが「岩手県災害時透析マニュアル」です。

X DMAT

災害派遣医療チームDisaster Medical Assistance Teamの頭文字をとってDMAT(ディーマット)と呼ばれています。 医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した現場に、急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

病院からすぐ安否確認はきましたか?すぐに病院と連絡は取れましたか?

東日本大震災ではインターネットや携帯電話のアクセスが一時的困難となりました。回線がパンク状態となったことに加えインフラ被害により個人だけでなく公的機関の情報ネットワークも被害を受けました。停電がこの状態をさらに悪化させ被災現場との情報断絶の原因となったと思われます。

このような状況の中で被災現場の医療スタッフは献身的に情報収集と 安否確認に努めていました。現場での安否確認は困難を極めたと思われますが、 彼らの働きで多くの透析患者さんの透析維持がなされました。

行政の現場で透析に関する患者さんや施設状況の情報収集の準備が整ったのは 震災3日目からです。つまり2日間は被災現場の透析状況はほとんどわからないと いってよい状態でした。

4日目以降は県内45透析施設中43施設と連絡がつき公的支援の基礎となる体制が整いました。

広域災害ではご自身のいる現場以外も災害が広がっています。 情報や物流の再開に3-4日を要することも予想されます。 この間、情報や物資の不足している現場で透析を維持するために

一番必要なことは、地域での透析患者さん、透析施設、

市町村の透析担当部署との連携です。

市町村や病院と透析患者さんで災害が発生した時の避難場所、 相互の連絡方法などを話し合っておくことが重要となります。 相互の連絡方法が保たれている地域ほどその後の公的支援が スムースになります。

例えば、外部との連絡が途絶しどうなっているかわからない状況でも、現場の範囲の中でよいので、透析患者さんと病院で状況認識の共有ができていれば必要な支援の内容が整理されます。そうすれば外部との連絡が取れたときにすぐに整理された情報を伝えることが可能です。

支援を行う側としては、既に内容が整理された支援要請のほうが断然対応しやすいことは容易に想像できると思います。

大災害ほど安否確認は困難となり、病院からの連絡は期待できない状況が予想されます

前述のとおり、大きな災害ではご自身のいる現場だけでなく、より広域に情報と物流の断絶が起こります。

医療スタッフも右も左もわからない状況です。

この状況で病院からの安否確認に大きな期待は寄せられません。

あらかじめ病院、患者さんやご家族、行政担当部署などが互いに連絡しあう方法を 打ち合わせておくことが必要です。

災害発生から2-3日は相互連絡困難の状況が十分考えられます。 患者さんだけでなく病院も(地域全体が)大混乱です。

受け身で病院からの連絡を待つことは適切でありません。 積極的に情報源にアクセスすることが重要です。

災害時の岩手県の現場医療スタッフの献身的かつ優秀な活動は先の震災で証明されています。現場スタッフは可能な限り安否確認を行うでしょう。

しかし、「岩手県災害時透析マニュアル」は<u>安否確認が困難な状況を想定</u>した内容となっています。

そのため「安否確認の方法」について具体的な明記はありません。

安否確認の不備の責を現場スタッフに強いることを避ける目的もあります。

もともと困難な状況を想定していますので、「安否確認は現場スタッフのできる範囲で やっていただければ十分」というスタンスです。

その代わり県内各所に情報提供や連絡場所を設けることで、患者さんが情報にアクセスできやすい環境を構築することを目指しています。

<u>注</u>

<u>腹膜透析患者さん</u>については、透析機器を伴っての自宅からの移動は困難な状況が 想定されます。

このため<u>行政・企業がご本人の安否確認に向かう</u>ことがマニュアルに明記されています。 しかしながら受け身で病院からの連絡を待つことは適切でありません。

あらかじめ関係各所との事前打ち合わせを行い、被災時には可能な限り積的に情報源に アクセスすることをお願いします。.

自助・共助・公助について

災害対応に際して、「自助・共助・公助」という考え方があります。

①自助:ご自身(ご家族)の命を自ら守る事

②共助:地域コミュニティーで相互に助け合う事

③公助:行政・消防・警察・企業などが行うライフラインの復旧活動

日本の防災はこれまで国や行政を中心とした"公助"によって進められてきました。 しかし阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模災害では本来被災者を 支援すべき行政自体が被災することで行政機能の麻痺が生じました。 これは「公助の限界」と言われています。

大規模災害時であればあるほど現場の被災者は「公的機関が何とかしてくれる」と 期待してしまうことには共感できます。

しかし前述の「<u>公助の限界</u>」が明らかになったことで、現在は自助・共助の役割が とても重要との認識になってます。

大規模災害であるほどすぐに公助は来てくれないそれまでは自助と共助でのりきらなくてはならない

ではいつまで頑張れというのでしょうか??

一般に**"72時間"**とされています。

阪神・淡路大震災後より設定されている時間です。ほぼ例外なく行政のガイドラインは72時間となっています。

それぞれの地域に即したかたちで、被災後72時間は ①現地で透析ができる、②共助による転院、③透析が できなくても具合が悪くならないように耐えられるような 自助・共助の工夫を検討することが重要です。

参考文献

- ・内閣府「地域防災計画ガイドライン」2014年3月
- ・内閣府「東日本大震災における共助による支援活動関す調査報告書~支援側及び受援側の意識の変化について」2013年

透析患者さんの自助・共助とは?

透析患者さんの72時間の自助・共助を考えると3つの場面が想定されます。

- ①公助が来る前に他施設・他地域へ移動・転院し透析を継続
- ②いつもの病院で透析を継続しながら公助を待つ
- ③食事(カリウム)や水分の工夫により透析をしない状態で公助を待つ

さらに血液透析と腹膜透析で異なる状況が想定されます。

①公助が来る前に他施設・他地域へ移動・転院し透析を継続

	共助への積極参加	転院後の留意点
血液透析	参加により実現の可能性 安否確認は双方向が原則	入院できない場合は宿泊先やその後の通院維持 の確保が必要となるかもしれません
腹膜透析	企業や行政の安否確認に おいて共助の参加は有効	透析機器の関係で原則入院対応

②いつもの病院で透析を継続しながら公助を待つ

	共助への積極参加	留意点
血液透析	参加により実現可能 安否確認は双方向が原則	生活(食事、水分、お薬など)の維持 通院手段の維持
腹膜透析	企業や行政の状況確認に おいて共助の参加は有効	企業による透析物資の維持 食事、水分、お薬などの維持

③食事(カリウム)や水分の工夫により透析をしない状態で公助を待つ

透析に関する共助の地域コミュニティーが形成されてないと起きる可能性が想定されます。 病院との連絡が困難であっても患者さんの方から共助を受けるための積極的な働きかけが必要 と思われます。

例えば「透析患者カードを用いたアピール」や「行政の情報掲示板へのアクセス」などでしょうか。

透析患者さんの共助を実現するためには、あらかじめ 患者さん(ご家族)、病院スタッフ、行政担当者などが互いに 連絡しあう方法(透析の地域コミュニティー)を確認しておくこ とが重要です。

いつ災害が来ても48-72時間は透析を行わなくてもよいような普段の自己管理も重要です。

第2章 岩手県災害時透析マニュアル

透析患者さんへの公助 「岩手県災害時透析マニュアル」

東日本大震災を経て、岩手県の透析に関わる医療・行政・業者が集まり「岩手県災害時透析マニュアル」が作成されました。

主に救急搬送の必要ない安定透析患者さんを対象としています。

以下の3点を目的としています。

①施設の維持:県内透析施設が継続的に稼働できる

電気・水・燃料・医療物資の継続的供給

②通院の維持:施設に患者が継続的に通院できる

③患者移送:上記2点が困難な際は広域透析患者移送ができる

それぞれの立場の方々用として4冊セットのマニュアルを作成して

います。

行政用

医療施設用

岩手県災害時透析マニュアル

医療施設用

患者さん用

岩手腎不全 研究会ホーム ページから 閲覧可能です

業者用



岩手腎不全研究会

岩手県透析医会

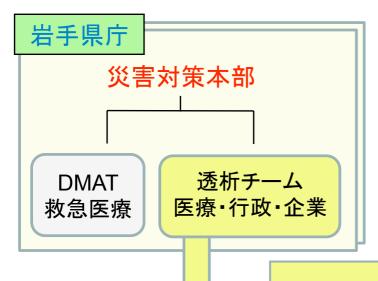
災害時に透析を受けるための 対策と岩手県災害時透析 マニュアルについて

> 岩手腎不全研究会 岩手県透析医会

透析患者さんに対する"公助"のマニュアルといってよいものです。 本マニュアルの内容を知っていていただくことは透析患者さんに とって"災害の備え"という意味でとても有益であると考えます。

災害発生時の岩手県の維持透析対応

大きな災害が発生すると岩手県庁に災害対策本部が設置されます。この災害対策本部内に「透析対応チーム」が設置されます。



- ◆ 本部内で「透析チーム」は 救急医療と同列の立場で 連携しながら活動します。
- ◆ チーム内で医療・行政・企業 が連携して対応にあたります。
- ①情報の収集と提供
- ②透析患者さんの転院や定期通院の維持
- ③透析施設の稼働維持

①情報の収集と提供

- ・県内の透析施設や患者さんの情報を収集し関係各所に発信、提示します。
- ②透析患者さんの転院や定期通院の維持
 - ・透析患者さんの転院(交通手段)を支援します
 - ・転院後も定期的な通院が維持されるように宿泊や交通手段の確保を支援します。
- ③透析施設の稼働維持
 - ・電気・水・燃料・透析医療資材の継続的な支援を行います。
 - ・・・・これらの活動は医療・行政・企業が連携することではじめて可能になると考えています。

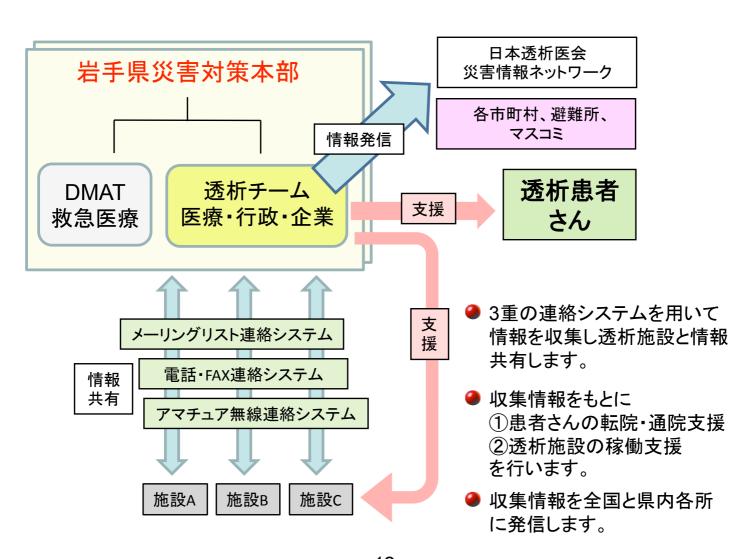
県内透析施設との連絡システム

東日本大震災では、携帯電話、インターネットなどの不通により情報が 混乱・交錯する状況が生じました。

この教訓から岩手県災害対策本部内「透析対応チーム」と県内透析施設のあいだで3重の連絡システムを構築しています。

- ①メーリングリストを介した連絡システム
- ②電話・FAXを介した連絡システム
- ③アマチュア無線を介した非常通信による連絡システム

基本はネットを介する連絡網です。これが不調の際は電話、FAXのネットワークを使用。 ネット、電話、FAXによる情報交換が困難な時の担保として、無線連絡網の使用を想定しています。



ネットワークの閲覧について

災害時は集計した情報(岩手県内の透析の全体状況)を随時 岩手腎不全研究会ホームページに掲載し閲覧が可能です。 (http://i-uro.umin.jp/top_img/top_04.jpg)



本ホームページから 「岩手県災害時透析マニュアル」も 閲覧可能です。

> 岩手県災害情報ネットワーク (ここから入って下さい)

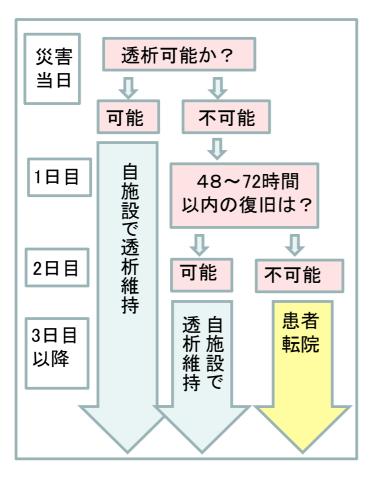
アマチュア無線連絡網は平時は「岩手透析ネット」として活動しています。 インターネットで閲覧可能です。

(http://www.ne.jp/asahi/7-area/shan/dialysis/banner/jh7olb.jpg)



透析施設としての対応の考え方

透析施設には下図のようなイメージでの対応をお願いしています。



- ・災害発生から48~72時間以内 での透析再開が可能かどうか がキーポイントと考えてます。
- 透析再開可能の見込みであれば、 本部より透析維持に必要な援助 を行います。
- ・透析再開困難と判断した場合は 患者転院に舵を切ります。 その後本部より患者さんの移送 に必要な調整を行います。

●通信連絡手段

現在①インターネット ②電話・FAX ③無線 の3種類のネットワークを構築しています。

基本はネットを介する連絡網です。これが不調の際は電話、FAXのネットワークを使用。ネット、電話、FAXによる情報交換が困難な時の担保として、無線による連絡網の使用を想定しています。

災害発生時における透析施設の 対応の実際

災害発生!



まず、 被害状況確認



- •透析可能か?
- -48-72時間以内の復旧は可能か?
- ・必要物資は?
- 患者転院は必要か?



つぎに、状況の報告と情報の収集

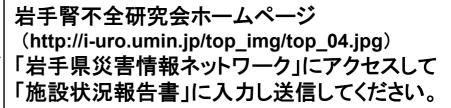
①ネット可能か?

不可能

可能









不可能

可能





③無線使用へ

注)現実的にはネットが不調の際は 電話、FAX、無線、人海戦術を 組み合わせた情報交換が想定 されます。

下記にご連絡ください。

岩手県保健福祉部健康国保課

(透析患者の相談窓口)

TEL:019-629-5471

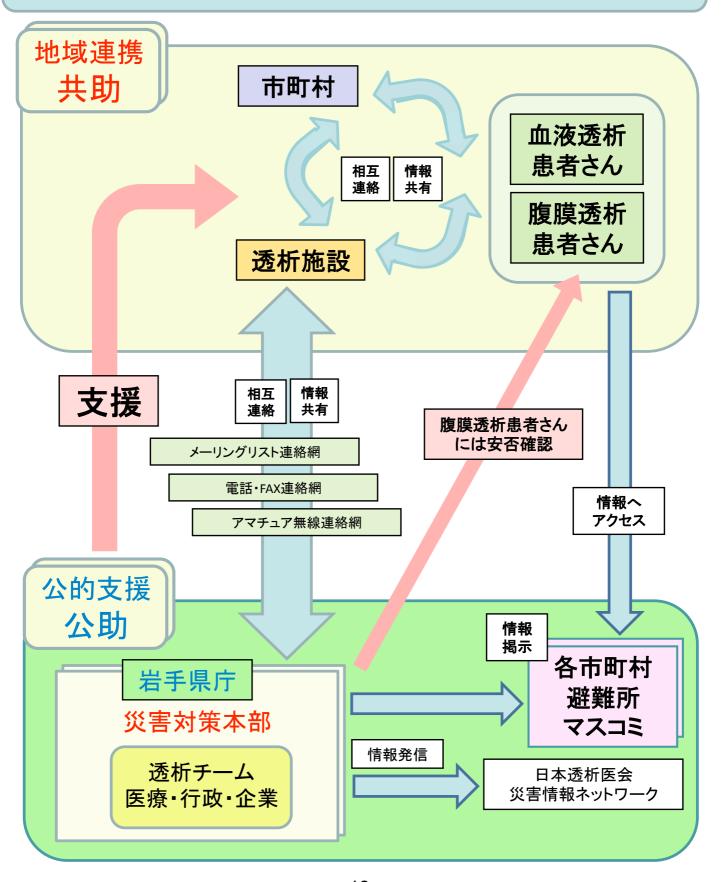
FAX:019-629-5474

ネット不調の施設へは対策本部からも連絡を 入れます。

FAX送信が可能であれば、「施設状況報告書」 に記入し送信してください。

第3章 透析患者さんの災害への備えについて

災害時透析における共助と公助の関係



透析患者さんの災害対策の要点

- 災害規模が大きいほど、
 - ①病院や行政からの安否確認は困難となります
 - ②透析の公助が機能するまで2-3日かかると思われます
- 地域での共助の仕組みを作ることが重要です。 透析患者さんの場合は、
 - ①透析患者さんご自身(ご家族)
 - ②透析施設
 - ③市町村の透析対応部署 などとの相互連絡方法の構築が必要です。
- 透析施設、各市町村、避難所、マスコミへ向けて本部が収集した透析情報が発信・掲示されます。 積極的に情報にアクセスし、相互連絡できるように心がけてください。
 - <u>注</u>「行政版マニュアル」には、下記へ情報伝達と公表 を行うことが明記されています。
 - •透析医療施設、市町村、保健所
 - ・避難所、救護所への掲示
 - ・県政記者クラブ(新聞、テレビ、ラジオ等)
- ◆ いつ災害が来ても48-72時間は透析を行わなくても 大丈夫なような普段の自己管理も重要です。

資料: 行政•医療施設一覧

※2015年12月現在

「岩手県災害時透析マニュアル」は安否確認が困難な規模の災害を想定したマニュアルです。

マニュアルでは「安否確認は現場スタッフのできる範囲で やっていただければ十分」というスタンスです。 その代わり県内各所に情報提供や連絡場所を設け、 患者さんが情報にアクセスできやすい環境を構築することを目指しています。

透析患者さんからの連絡を担当する行政機関と県内透析施設の一覧を資料として掲載します。 ご自身の地域連絡先の確認・検討にご利用ください。

行政連絡先一覧(1)

岩手県庁 保健福祉部 健康国保課

住 所	〒020-8570 盛岡市内丸10-1岩手県庁9階
電話	019-629-5471 019-629-5467
FAX	019-629-5474

盛岡市保健所 市保健所企画総務課

住 所	〒020-0884 盛岡市神明町3-29
電話	019-603-8302
FAX	019-654-5665

県央保健所 保健課

住 所	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
電話	019-603-8302
FAX	019-629-6594

宮古市役所 福祉課

住 所	〒027-8501 宮古市新川町2番1号
電話	0193-62-2111
FAX	0193-62-7422

宮古保健所 保健課

住 所	〒027-0072 宮古市五月町1-20
電話	0193-64-2218
FAX	0193-

大船渡市保険介護センター 健康推進課

住 所	
電話	0192-27-1581
FAX	0192-27-1589

大船渡保健所 保健課

住所	〒022-0004 大船渡市猪川町字前田6-1
電話	0192-27-9913
FAX	0192-24-4197

行政連絡先一覧(2)

花巻保健センター 健康づくり課

住 所	〒025-0055 花巻市南万丁目970-5
電話	0198-23-3132
FAX	0198-23-3122

中部保健所 保健課

住 所	│ 〒025-0075 花巻市花城町「1-451
電話	0198-22-2331
FAX	0198-24-9240

北上市役所 福祉課

住 所	〒024-8501 北上市芳町1-1
電話	0197-64-2111
FAX	0197-63-7023

久慈市役所 元気の泉 保健推進課

住 所	〒028-0014 久慈市旭町第8地割100-1
電話	0194-61-3315
FAX	0194-52-3197

久慈保健所 保健課

住 所	〒028-8042 久慈市八日町1-1
電話	0194-53-4987
FAX	0194-52-3919

遠野健康福祉の里 保健医療課

住 所	〒028-0541 遠野市松崎町白岩字薬研淵4-1
電話	0198-62-5111
FAX	0198-62-1599

行政連絡先一覧(3)

一関保健センター 健康づくり課

住 所	〒021-0877 一関市山目字前田13-1
電話	0191-21-2160
FAX	0191-21-4656

一関保健所 保健課

住所	〒021-0027 一関市竹山町7-5
電話	0191-26-1415
FAX	0191-26-3565

陸前高田市役所 民生部健康推進課

住 所	〒029-2205 陸前高田市高田町字鳴石 42-5
電話	0192-54-2111
FAX	0192-54-3888

釜石市保健福祉センター 保健福祉部 地域福祉課

住 所	〒026-8686 釜石市只越町3丁目9番13号
電話	0193-22-0177
FAX	0193-22-6375

釜石保健所 保健課

住 所	〒026-0043 釜石市新町6-50
電話	0193-25-2702
FAX	0193-25-2294

二戸市総合福祉センター 健康推進課

住 所	 〒028-6198 二戸市福岡字八幡下11番地1
電話	0195-23-1313
FAX	0195-22-1188

二戸保健所 保健課

住 所	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3
電話	0195-23-9206
FAX	0195-23-6432

行政連絡先一覧(4)

八幡平市役所 健康福祉課

住 所	〒028-7397 八幡平市野駄21-170
電話	0195-74-2111
FAX	0195-72-2102

奥州市役所 健康福祉部 健康増進課

住所	〒023-8501 奥州市水沢区大手町一丁目1番地
電話	0197-24-2111
FAX	0197-51-2373

奥州保健所 保健課

住 所	〒023-0053 奥州市水沢区大手町5-5
電話	0197-22-2831
FAX	0197-25-4106

雫石町役場 健康推進課 福祉課

住 所	│ 〒020-0595 岩手郡雫石町万田渡74-1
電話	健康推進課 019-692-2227 福祉課 019-692-2111
FAX	健康推進課 019-691-1106 福祉課 019-692-1311

葛巻町役場 健康福祉課

住 所	- 〒028-5495 岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1
電話	0195-66-2111
FAX	0195-67-1060

岩手町役場 健康福祉課

住 所	〒028-4395 岩手郡岩手町大字五日市10-44
電話	0195-62-2111
FAX	0195-61-1160

滝沢市役所 健康推進課

住 所	〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼55
電話	019-656-6527
FAX	019-684-2245

行政連絡先一覧(5)

紫波町役場 長寿健康課 健康推進室

住 所	│ 〒028-3392 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
電話	019-672-2111
FAX	019-672-4349

矢巾町役場 生きがい推進課

住所	〒028-3615 紫波郡矢巾町南矢幅第14地割78
電話	019-611-2821
FAX	019-698-1214

西和賀町役場沢内庁舎 保健福祉課

住 所	〒029-5614 和賀郡西和賀町沢内字太田2地割81-1
電話	0197-85-3411
FAX	0197-85-2119

金ヶ崎町保健福祉センター

住 所	 〒029-4503 胆沢郡金ケ崎町西根鑓水98
電話	0197-44-4560
FAX	0197-44-4337

平泉町保健センター

住 所	〒029-4192 西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2
電話	0191-46-5571
FAX	0191-46-2204

住田町役場 健康福祉課

住 所	〒029-2396 気仙郡住田町世田米字川向88番地1
電話	0192-46-3862
FAX	0192-46-2489

大槌町役場 民生部 保健福祉課

住 所	〒028-1192 上閉伊郡大槌町上町1番3号
電話	0193-42-8715
FAX	0193-42-4314

行政連絡先一覧(6)

山田町役場 健康福祉課

住 所	 〒028-1392 下閉伊郡山田町八幡町3番20号
電話	0193-82-3111
FAX	0193-82-4989

岩泉町役場 保健福祉課

住 所	〒027-0595 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5
電話	0194-22-2111
FAX	0194-22-3562

田野畑村保健センター 保健福祉課

住 所	〒028-8407 下閉伊郡田野畑村田野畑143-1
電話	0194-33-3102
FAX	0194-33-3151(診療所)

普代村保健センター

住 所	〒028-8392 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2
電話	0194-35-2211
FAX	0194-36-1026

軽米町役場 健康福祉課

住房	ſг	〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米2-54-5
電影	舌	0195-46-4111
FAX		0195-48-1061

野田村役場 住民福祉課

住 所	〒028-8201 九戸郡野田村大字野田第20地割14番地
電話	0194-78-2927
FAX	0194-78-3995

九戸村役場 住民生活課

住 所	- 〒028-6502 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地6
電話	0195-42-2111
FAX	0195-42-3120

行政連絡先一覧(7)

種市保健センター 健康増進課

住 所	〒028-7995 九戸郡洋野町種市22-1-1
電話	0194-65-3950
FAX	0194-65-3968

一戸総合保健福祉センター 健康福祉課

住 所	〒028-5312 二戸郡一戸町一戸字砂森93-2
電話	0195-32-3700
FAX	0195-32-3701

岩手県透析施設一覧(1)

岩手医科大学

住 所	〒020-8505 盛岡市内丸19-1
電話	019-651-5111
FAX	019-623-1527

岩手県立中央病院

住所	〒020-0066 盛岡市上田1-4-1
電話	019-653-1151
FAX	019-653-2528

盛岡赤十字病院

住所	│ 〒020-8560 盛岡市三本柳6-1-1
電話	019-637-3111
FAX	019-637-3801

恵仁会三愛病院

住 所	〒020-0121 盛岡市月が丘1-29-15
電話	019-641-6633
FAX	019-641-6632

三島内科医院

住 所	〒020-0885 盛岡市紺屋町1-34
電話	019-653-4511
FAX	019-653-4560

いするぎ医院

住 所	〒020-0022 盛岡市大通り3-3-22
電話	019-654-1411
FAX	019-654-6399

山田クリニック

住 所	〒020-0021 盛岡市中央通り1-13-8
電話	019-654-3788
FAX	019-654-5855

岩手県透析施設一覧(2)

大日向医院

住 所	〒020-0114 盛岡市高松2-9-9
電話	019-662-5530
FAX	019-662-6266

盛岡友愛病院

住 所	〒020-0834 盛岡市永井12-10
電話	019-638-2222
FAX	019-637-3790

孝仁病院

住所	
電話	019-656-2888
FAX	019-656-2909

篠村泌尿器科クリニック

住 所	〒020-0524 雫石町寺の下102-7
電話	019-692-1285
FAX	019-692-2953

三愛病院付属矢巾クリニック

住 所	〒028-3601 矢巾町高田11-25-2
電話	019-697-1131
FAX	019-697-8831

岩手沼宮内クリニック

住 所	〒028-4304 岩手町大字子抱第五地割字笹川川久保6-8
電話	0195-61-2025
FAX	0195-61-2026

岩手県透析施設一覧(3)

小原クリニック

住 所	〒025-0091 花巻市西大通り2-22-5
電話	0198-22-3833
FAX	0198-22-4480

宝陽病院

住 所	〒028-3111 石鳥谷町新堀15-23
電話	0198-45-6500
FAX	0198-45-6765

岩手県立中部病院

住 所	〒022-8512 北上市村崎野17-10
電話	0197-71-1544
FAX	0197-71-1414

北上済生会病院

住 所	〒024-8585 北上市花園町1-6-8
電話	0197-64-7722
FAX	0197-64-2666

日高見中央クリニック

住 所	〒024-0072 北上市北鬼柳22-46
電話	0197-61-0888
FAX	0197-61-0808

きたかみ腎クリニック

住 所	〒024-0082 北上市町分5-86
電話	0197-61-5700
FAX	0197-61-5701

岩手県透析施設一覧(4)

西和賀町国保沢内病院

住 所	〒029-5614 沢内村太田2-68
電話	0197-85-3131
FAX	0197-85-3135

岩手県立遠野病院

住 所	〒028-0541 遠野市松崎町白岩04-74
電話	0198-62-2222
FAX	0198-62-0113

岩手県立胆沢病院

住 所	- 〒023-0864 奥州市水沢区字龍ケ馬場61
電話	0197-24-4121
FAX	0197-24-8194

奥州市総合水沢病院

住 所	〒023-0053 奥州市水沢区大手町3-1
電話	0197-25-3833
FAX	0197-25-3834

奥州病院

住所	〒023-0828 奥州市水沢区東大通り1-5-30
電話	0197-25-5111
FAX	0197-25-5119

岩手県立江刺病院

住所	〒023-1103 奥州市江刺区西大通り5-23
電話	0197-35-2181
FAX	0197-35-0530

美希病院

住 所	〒029-4201 前沢町古城字丑沢上野100
電話	0197-56-6111
FAX	0197-56-6112

岩手県透析施設一覧(5)

岩手県立磐井病院

住 所	〒021-8533 一関市山目字前田13
電話	0191-23-3452
FAX	0191-23-9691

西城病院

住 所	〒021-0871 一関市八幡町2-43
電話	0191-23-3636
FAX	0191-23-3366

岩手クリニック一関

住 所	〒021-0864 一関市旭町4-1
電話	0191-21-5111
FAX	0191-26-5321

岩手県立千厩病院

住 所	〒023-0803 千厩町千厩字草井沢」32-1
電話	0191-53-2101
FAX	0191-52-3478

岩手県立大船渡病院

住 所	〒022-9512 大船渡市大船渡町字山馬越10-1
電話	0192-26-1111
FAX	0192-27-9285

地ノ森クリニック

住 所	- 〒022-0022 大船渡市大船渡町字山馬越188
電話	0192-27-0632
FAX	0192-27-3306

松原クリニック

住 所	〒029-2205 陸前高田市高田町中田69-2
電話	0192-53-1721
FAX	0192-53-4632

岩手県透析施設一覧(6)

岩手県立釜石病院

住 所	 〒026-8550 釜石市甲子町10-483-6
電話	0193-25-2011
FAX	0193-23-9476

せいてつ記念病院

住 所	〒026-0052 釜石市小佐野町4-3-7
電話	0193-23-2030
FAX	0193-23-8838

岩手県立宮古病院

住 所	- 〒027-0096 宮古市大字崎鍬ヶ崎1-11-26
電話	0193-62-4011
FAX	0193-63-6941

後藤泌尿器科皮膚科医院

住 所	〒027-0083 宮古市大通り1-3-24
電話	0193-62-4011
FAX	0193-64-1105

山田後藤医院

住 所	〒028-1531 山田町長崎4-12-10
電話	0193-82-6990
FAX	0193-82-2181

岩手県済生会岩泉病院

住 所	〒027-0501 岩泉町岩泉字中家19-1
電話	0194-22-2151
FAX	0194-22-4232

岩手県透析施設一覧(7)

岩手県立久慈病院

住 所	〒028-8040 久慈市旭町10-1
電話	0194-53-6131
FAX	0194-52-2601

洋野町国保種市病院

住 所	〒028-7941 洋野町種市23-27-2
電話	0194-65-2127
FAX	0194-65-3909

岩手県立一戸病院

住 所	〒028-5312 一戸町一戸字砂森60-1
電 話	0195-33-3101
FAX	0195-32-2171

二戸クリニック

住 所	〒028-6103 二戸市石切所字森合32-1
電話	0195-25-5770
FAX	0195-25-5371

岩手県立二戸病院

住 所	〒028-6193 二戸市堀野字大河原原毛38-2
電話	0193-62-4011
FAX	0193-64-1105

おわりに

岩手・宮城内陸地震や三陸はるか沖地震などの経験から岩手県では透析医療における震災対策は行われてきましたが、県下の透析施設が一体となっての震災対策がなされてきたとは言い難いのが現状でした。東日本大震災において岩手県の透析医療が甚大な被害を受けなかった事は、日頃からの各透析施設の災害対策意識の高さと県外からの多大な援助があったことも挙げられますが、それ以上に幾つかの「幸運な事象」と「みんなのがんばり」が重要であったと思います。

具体的な「幸運な事象」として、①震災の発生時間が金曜の昼であり、多くの患者さんや医療スタッフが透析施設にいたこと、②透析施設の全壊がほぼ無かったこと、③行政が柔軟な対応をしてくださったこと(一般には行政が岩手腎不全研究会の意見をすぐに汲み上げる様な対策は取りにくいものですが、行政の柔軟な対応により、行政と岩手腎不全研究会が震災直後よりタイアップして対応できました)、④完全に交通網が遮断された場所が少なかったこと、などが挙げられます。

また具体的な「みんなのがんばり」として、①各透析施設のスタッフが、患者さんの安否確認や自施設での早期透析再開を行えるよう努力したこと、②透析関連企業の方々が献身的に対応してくださり、ある程度の情報コンロトールと透析関連物資の輸送が可能であったことが挙げられます。

「備えあれば憂いなし」と言いますが、今回大震災の反省と岩手県の強みを生かした 災害マニュアルが出来上がりました。本マニュアルの完成は、これで災害対策は終わり ではなく、個々の透析患者さんにおける災害に対する意識を高める一歩です。

今回は津波災害のため、けがなどで腎機能が悪くなり急な透析が必要となる"急性腎不全"の患者さんは少なかったのが現状です。直下型地震では、各透析施設の被害が大きくなることも予想されますし、前述の急性腎不全の患者さんがたくさん発生する可能性が考えられます。

このような本マニュアルの想定以上の災害時には各透析施設(場合によっては行政)も対応できないことも予想されます。災害はいつ起こるかわかりません。

またその被害の大きさもわかりません。このような大災害を乗り切るためにも、個々の 患者さんにおいて、常日頃よりカリウムや水分管理の徹底などの自己管理と災害対策 意識を持つことが大切です。

今後もオール岩手で頑張りましょう

平成27年12月

岩手腎不全研究会

阿部 貴弥

災害時に透析を受けるための対策と 岩手県災害時透析マニュアルについて

平成28年5月10日 発行

発 行 岩手腎不全研究会 岩手県透析医会

〒020-8505

岩手県盛岡市内丸19-1

岩手医科大学泌尿器科学講座

電話:019-651-5111 (内線6705)

FAX:019-623-1527

災害時に透析を受けるための対策と 岩手県災害時透析マニュアルについて

岩手腎不全研究会 岩手県透析医会